

国際交流等に伴う危機管理対応マニュアル

第4版〔教職員向け〕

2024年10月 宇都宮大学

1.はじめに	3
(1) 留学をはじめとする国際交流における危機管理の必要性	
(2) 国際交流活動下で想定される危機の範囲と種類	
(3) 日頃の準備・取組	
① 連絡体制の整備	
② FD・SD の実施	
③ 本マニュアルの改訂	
④ 危機管理サービス提供会社との提携	
2.危機管理に関する基本的な考え方	4
(1) 海外滞在中は自分の身は自分で守る	
(2) 海外の滞在先機関等の把握及び当事者家族等との情報共有	
(3) 無抵抗主義	
(4) 危機回避の心構え	
3.危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法.....	5
(1) 海外渡航届の提出	
(2) 危機管理オリエンテーションの開催と受講	
① 派遣先(国・地域)の国際情勢の変化や傾向	
② 危機管理サービスへの登録	
③ 連絡・通信手段の確保	
(3) 派遣先国等の風俗風習などの文化的差異についての指導	
① 派遣先の対日感情等	
② 渡航前の健康診断や自己チェック事項	
③ 渡航先の感染症情報、予防接種	
④ 健康・体調不良を理由とする渡航時のリスク	
⑤ 心理的ストレスの対応	
(4) 法令・規則等に係る情報の収集	
① 情報収集の頻度、法改正への対応	
② 検疫、税関	
③ 写真撮影禁止区域の確認	
(5) 風俗・習慣・禁忌(タブー)等に係る情報の収集	
4.危機管理体制の整備と事件・事故に巻き込まれた場合の対応	8
(1) 危機のケース	
(2) 対策本部の設置と危機発生時の大学の基本的な対応方針	
◇対策本部の設置条件	

- ◇関係者の連絡先
- ◇現地協力者の連絡先
- ◇関係省庁連絡先

- (3) 巻き込まれた学生や周囲の学生等のケア
- (4) 危機当事者帰国後の安全管理

5.メディア等対外的対応について	13
6.海外への派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断	13
(1) 海外安全情報「派遣先国等」の事情による判断	
(2) 感染症危険情報による判断	
(3) (独)日本学生支援機構 海外留学支援制度 及び 文部科学省トビタテ！留学 JAPAN の奨学金支給の考え方	
(4) 個人的事情によるもの	
① 病気・怪我対策	
② 犯罪対策	
(5) その他の判断材料	
① 渡航先国の政府等による入国時の規制	
② 受入大学等による許可	
③ 渡航者のパスポート、ビザ及び在留資格条件の確認と取得	
④ フライト	
⑤ 日本政府による帰国(入国)時の規制	
⑥ 渡航先での安全安心環境の確保	
7.海外旅行保険及び危機管理サービス	17
(1) 本学指定海外旅行保険(保険会社:AIG損保)	
(2) 危機管理サービス(アイラック安心サポートデスク)	
8.その他	19
アイラック安心サポートデスクの案内	

※本ガイドラインは、文部科学省「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン作成検討会」が作成した「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン(2017年3月作成)」に準拠する。

1 はじめに

(1)留学をはじめとする国際交流における危機管理の必要性

本学は、急速に拡大していくグローバル化にあって、国際交流の発展とともに海外留学、語学研修、インターンシップ、海外出張などで海外の機関等への学生及び教職員(以下、「学生等」という)の派遣の機会が増大している。

一方、海外における危機及び危機的状況の発生は多様化し、また増加傾向にあり、海外への派遣や渡航においては、学生や教職員の明確な危機管理意識が不可欠である。

よって、本学では自然災害、テロ、感染症、犯罪などをはじめとするあらゆる不測の事態に備えるとともに、危機予防の観点から受け入れた留学生や、学生及び教職員を海外に派遣する際の大学としての安全配慮義務を全うすべく、大学として危機発生時に対応すべき内容を次のとおり策定する。

(2)国際交流活動下で想定される危機の範囲と種類

① 対象と範囲

本マニュアルは、本学所属の学生等の国際交流活動等で起こりうる危機について説明し、その危機発生時に該当する渡航計画(派遣留学・海外研修・外国出張等)に参画する全ての本学教職員・学生の行動指針を定める。

本マニュアルにおける危機管理対象は、原則として本学が許可または承認する派遣留学・海外研修・外国出張等に関わる渡航計画とし、それらの計画に参加する学生等の生命、身体、財産の安全確保を最優先とする。

② 危機の種類

派遣留学、海外研修、外国出張等に関わる危機及び危機的状況の種類として、概ね下記のことを想定し、これらのリスクの防止、遮断、回避、軽減等をはかるよう体制を整えるものとする。

災害危機:地震、津波、風水害(台風・ハリケーン・トルネード・サイクロン・洪水等)、火災、危険物、爆発事故、航空機、鉄道、道路、船舶交通及び輸送に関する事故、その他

健康危機:食品衛生、感染症(新型コロナ・SARS・鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ・西ナイル熱等)、各種疾病疾患、メンタルヘルス、その他

社会危機:テロ、暴動、麻薬、犯罪、殺人、傷害、拉致誘拐、強盗窃盗、暴力行為、レイプ、ストーカー、セクハラ、個人情報漏えい、知財侵害、ハイテク犯罪、差別偏見、その他

(3)日頃の準備・取組

学生の海外渡航に備え、日ごろより、以下のとおり、本学の危機管理体制の確認と強化にあたる。

① 連絡体制の整備

本学の各部局は、危機事象発生時における部局内の連絡体制を整備する。

学内及び海外研修等の関係先への伝達手段についても整理し、部局内での共有を徹底する。

② FD・SDの実施

本学の各部局は、危機管理に関するセミナー等へ関係教職員の参加決定や、学生が海外渡航中に事件・事故等に巻き込まれたことを想定したシミュレーション訓練を実施する等、危機事象発生時に迅速かつ適切に対処することができるよう、危機管理意識の啓発及び対応体制の強化に努める。

③ 本マニュアルの改訂

留学生・国際交流センターは、本マニュアルを定期的に見直し、必要に応じて実態に即した内容に改定案を作成し、学術国際委員会の承認を得て、関係部局に周知する。

④ 危機管理サービス提供会社との提携

学務部学生支援課留学生・国際交流室は、本学が委託契約をしている危機管理サービス提供会社が提供するサービスについての点検・評価を行うとともに、必要に応じて他企業の情報サービスやアシスタンスサービスに関する情報収集を継続的に行う。

なお、危機管理サービス提供会社との委託契約に係る経費は、留学生・国際交流センターにおいて確保する。

2.危機管理に関する基本的な考え方

海外渡航予定の学生に対しては、出発前に教職員から以下の点について周知徹底を図る。

(1)海外滞在中は自分の身は自分で守る

海外に渡航、派遣される学生等にあたっては、自身が「自分の身は自分で守る」すなわち自己責任という意識を持ち、そのため自らが情報を収集し、危機を回避することが鉄則である。

(2)海外の滞在先機関等の把握及び家族等との情報共有

渡航に先立ち、滞在先の大学・研究機関等の担当者の連絡先、在外日本大使館・領事館あるいは JICA 等関係機関の連絡先、連携企業等の連絡先などをしっかりと把握しておくこと。また、家族等及び宇都宮大学へこれらの情報を通知するとともに、合わせて定期的に健康状態等の連絡を行うこと。

(3)無抵抗主義

金品や貴重品を狙う犯罪に遭った場合、自身の生命・身体の安全を第一に考え、抵抗や抵抗と疑われる行動(追いかける等)は絶対にしないこと。

(4)危機回避の心構え

- ・危険な場所には近づかないこと
- ・通学通勤の時間及びルート固定化を避けること
- ・多額の現金、貴重品は持ち歩かない、目立つ服装や言動は慎むこと
- ・夜間の外出は控えること
- ・見知らぬ人を安易に信用しないこと
- ・家族に定期的に連絡をすること
- ・常に自分の所在を明らかにし、大学に連絡がとれるようにしておくこと
- ・現地の法律を守り、宗教、文化等を理解し、また尊重すること
- ・違法薬物使用や未成年の飲酒など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと

3.危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法

(1)海外渡航届の提出

研修等実施部局及び各学生の指導教員は、学生に、留学・研修などの日程、期間、渡航先、渡航中の連絡先、留学先大学指導教員等について記載した宇都宮大学所定様式である「海外渡航届」を、学務部学生支援課留学生・国際交流室に提出するよう周知・指導する。

留学生・国際交流センター及び学務部学生支援課・留学生国際交流室は、私事渡航(外国人学生等の帰省含む)やボランティア、サークル活動での渡航等、学生が自主的に渡航を計画する場合も、海外渡航届の提出が必要であることを、学生に周知・指導する。

また、渡航後に海外渡航届の届け出事項が変更になった場合、学生等は速やかに同室に連絡しなければならない。

〔海外渡航届提出先・連絡先〕 学務部学生支援課留学生・国際交流室

届の投稿ボックス :C-learning : 講義コード 804199

電話 : +81-028-649-8166

E-mail : ryuugak1@a.utsunomiya-u.ac.jp

exchange@a.utsunomiya-u.ac.jp

(2)危機管理オリエンテーションの開催と受講

留学生・国際交流センターは、海外に派遣する学生等に対し、危機管理オリエンテーションを開催し、危機意識の醸成等に努める。周知すべき情報は①～③のとおり。

なお、研修等実施部局及び渡航する学生の指導教員も、危機管理オリエンテーションの講演内容を把握し、学生に、理解と実行を推進するよう指導する。

- ① 派遣先(国・地域)(以下「派遣先国等」という)の国際情勢の変化や傾向(治安・災害・騒乱・テロ・天災・流行病等)を注視し、危険度・危機情報の学生等への指導・助言を行う。

外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行う。また、渡航する学生にこれらのウェブサイトから随時情報収集するよう指導する。

文部科学省「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」	https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/07/31/141975941.pdf
外務省ホームページ	https://www.mofa.go.jp/mofaj/
外務省海外安全虎の巻	https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf

外務省「海外旅行のテロ・誘拐対策	https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/travel_abroad.html
海外旅行者のための感染症情報 (FORTH)	http://www.forth.go.jp/
厚生労働省 感染症情報	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

② 危機管理サービスへの登録

渡航する学生等に直接外務省や危機管理サービスからの情報が渡航中も随時届くようにするため、次の情報収集サイトおよびアプリに登録することを周知・指導する。

留学生・国際交流室は、学生に登録手続きを案内し、登録者情報を提出された海外渡航届と共に保管・管理する。未登録者等は登録させる。

海外安全アプリ外務省たびレジ * 海外滞在3か月未満	(登録サイト) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html
外務省オンライン在留届 * 海外滞在3か月以上	(登録サイト) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html
日本アイラック安心サポートデスク 及び Pro Finder	(サービス概要) http://www.i-rac.co.jp/service/crisis-solution.html (アプリダウンロードおよび登録サイト) * 本学指定海外旅行保険加入後、危機管理サービス会社から加入手続きに関する案内メールが届く。

③ 連絡・通信手段の確保

なお、これら学生自身での情報収集及び大学からの連絡のために、海外にて 24 時間通信可能なモバイル端末及び通信環境を必ず携帯するよう、また、大学及び現地関係者や在外公館と随時連絡するための電子メール・SNS 等の通信手段を確保するよう、また毎日、新着の受信があるか確認するよう指導する。

(3) 派遣先国等の風俗習慣などの文化的差異についての指導

研究実施部局等は、派遣先国等の風俗風習、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異や現地法規、衛生環境等を把握し、学生等への指導・助言をする。

留学生・国際交流センターは、学生等の危機管理意識の醸成を促すために危機管理オリエンテーションや説明会にて概略を説明する。

- ① 派遣先国等の対日感情や日本人に対するイメージおよび傾向を把握し、学生等への指導・助言を行う。引率者や旅行代理店等と情報交換し、関係者間で理解を共通にする。
- ② 学生等に、保健管理センターなどにおいて健康状況のチェックや相談(健康診断)を受けさせる。特に留

学・研修期間が1ヶ月を超える学生等には、派遣前に健康診断を行うように指導する。既往症のある学生等には必ず健康診断を義務付ける。また、既往症等に関連して、薬を継続的に服用している場合は、薬品名や処方箋の英訳を持参するよう指導する。

歯の疾患は原則として保険ではカバーされないうえ満足な治療を受けられない国もあるので、事前に日本で治療を済ませておくように指導する。

- ③ 渡航先で流行している感染症情報について把握し学生等に周知する。渡航先で流行している感染症の予防接種を事前に受けるよう、説明と指導を合わせて行う。

(「海外旅行者のための感染症情報」(FORTH)→ <http://www.forth.go.jp/>)

- ④ 渡航する学生に対して、渡航に耐えうる健康状態であることの確認や、無理をして渡航した場合に生じる問題について十分に説明を行う。
- ⑤ 渡航する学生に対しては、渡航に伴う心理的なストレスが生じた場合は遠慮せずに対応窓口にご相談するように指導する。

(4)法令・規則等に係る情報の収集

留学生・国際交流室は、国際交流にかかる関係法規や海外情勢について、危機管理サービス等を利用して情報収集し、随時学内に周知する。留学生・国際交流センターは、危機管理オリエンテーション等にて、学生が主体的に収集し、対応すべき情報の概略を説明する。

研究実施部局等は、渡航先の法令・規則などについて情報収集し、研修等の事前指導等により、学生及び引率者、受入先大学等含めた研修等の関係者全員での認識の一致を図る。

- ① 国によって出入国に関する規則が異なるほか、頻繁に改正されるので、渡航の都度、情報の収集を行うこと。
- ② 入国時の検疫は、渡航時の感染症の流行状況によって、検疫のレベルが異なる。動植物やその加工品は、輸出国の検査証明書を添えて係官の検査を受けること。医薬品も申告しなければならない国があるので、その際に備え英語で成分と効能を説明出来るもの(英文による処方箋、診断書等)を準備する。
- ③ 写真撮影にあっては、法令・規則・習慣等により撮影が禁止されている場所があるので、必ず確認する(軍事施設、公安施設、政府施設、空港、港湾、王宮、文化・芸術施設等)。

(5)風俗・習慣・禁忌(タブー)等に係る情報の収集

留学生・国際交流センターは、危機管理オリエンテーション等にて、学生が主体的に収集し、対応すべき情報の概略を説明する。

研究実施部局等は、風俗・習慣・禁忌(タブー)等について情報収集し、研修等の事前指導等により、学生及び引率者、受入先大学等含めた研修等の関係者全員での認識の一致を図る。

- ① 風俗・習慣・禁忌(タブー)等に係る情報を収集する。特に発展途上国の国別の風俗・習慣・禁忌(タブー)には十分留意する。

例)子供の頭を撫でない、左手で握手をしない、サムズアップ等のハンドサインを使わない 等

- ② 宗教については、常に敬意と理解をもって接すること。また、宗教施設への派手な服装での訪問は厳に慎むこと。人物を撮影する場合は、必ず本人の了解を取ること。

4.危機管理体制の整備と事件・事故に巻き込まれた場合の対応

学生等を海外へ派遣した後及び派遣中に危機が発生した場合は、大学として必要な対応をする。

なお、重大な事件・事故あるいは重大な危機的状況が発生した場合には、学長は、学内に対策本部を設置するか判断し直ちに対策に着手する。対策本部を設置しない場合は、海外研修の実施部局が対策する。

対策本部及び対応部局は、本マニュアルを基本としつつも、状況に応じて臨機応変に対応する。

(1)危機のケース

本学の学生等が海外渡航中に想定される危機発生ケースとして以下のものが考えられる。

- a. 海外において重大な天災、テロ、飛行機、列車事故、交通事故等が発生し、これに巻きこまれ安否不明の場合
- b. 事件、事故等の被害者となった場合
- c. 事件、事故等の加害者となった場合(刑事事件の容疑や民事事件の加害者)
- d. 病気、事件、事故等により重篤な状態又は急逝した場合

(2)対策本部の設置と危機発生時の基本的な対応方針

災害・事件・事故の発生により本学の学生等が海外で安否不明の場合及び死亡が確認され、学長が対策本部設置を決定した場合は、学長が本部長となる対策本部を設けて対応にあたる。

本学の学生等が事件や事故の被害者もしくは加害者となった場合や災害に遭っても生存が確認されている場合には原則として対策本部を設置せず、海外研修等の実施部局と学務部学生支援課留学生・国際交流室が対応する。いずれも、現地対応のために本学の教職員を派遣するなどして適宜対応にあたる。

本学の学生等が事件や事故等により現地で加害者となった場合などは、現地の派遣先大学等や行政機関、国内関係省庁等の協力を得ながら、大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。

◇対策本部の設置条件

危機が発生した場合、危機の情報を入手した教職員は研修実施部局の実施担当者に速やかに報告する。

研修実施部局の実施担当者は、留学生・国際交流室に報告し、対策本部設置にあたる状況が留学生・国際交流室と確認する。対策本部設置の条件に合う場合は、研修実施部局の学科長等(プログラム長)及び部局長に報告し、研修実施部局長から学長に報告する。

学長は、対策本部を設置するか否か速やかに決定する。なお、学長が不在の場合は、理事(学務・情報・財務・総務担当)・副学長がその職務を代行する。

対策本部設置の判断は、原則として次のとおりとする。

- ① 病気、天災、事件・事故に遭い生死不明の場合(生死は明らかになったが、事件・事故等の解決がつかない場合を含む)及び死亡が確認された場合は、原則として対策本部を設置する。
- ② 病気、天災、事件・事故に遭遇したが解決した、入院や避難等をして本人が生きている場合は、原則として対策本部は設置しない。

情報収集、連絡等は以下の方法により行う。

【対策本部を設置する場合】

a. 対策本部の組織及び担当業務内容は図1の通りとする。

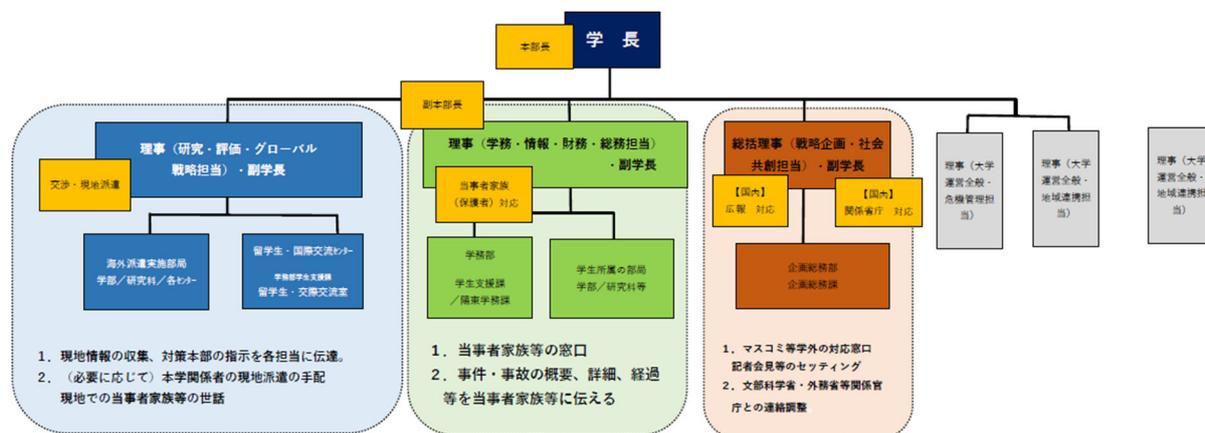


図1 宇都宮大学 国際交流等における危機管理対策本部 組織図

b. 対策本部の設置場所は、発生した危機のケース及び設置しようとする場所のITインフラ整備環境等に基づき、学長が決定する。

c. 対策本部のメンバーは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応(国際電話対応のための専用電話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報収集、報道機関対応など)を行う。

d. 危機発生時の情報収集・連絡などは、派遣先大学・機関等の協力も得て行う。

e. 現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、当該部局において直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。

f. 当事者学生等の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応についてサポートする。

g. 本学の教職員を現地対応させるために派遣する際には、適宜、留学生・国際交流室等の各事務部局は支援する。

h. 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学・機関の担当者、病院、在外公館などと連絡相談の上、その後の対応方法を決定する(帰国の必要性、入院継続、派遣継続の判断など)。

また、「海外旅行傷害保険」や「海外留学保険」等の保険会社等とも協力してその対応方法を決定する。

現地対応にあたっては、随時、宇都宮大学(窓口は留学生・国際交流室に一本化)へ連絡相談を欠かさないこと。

【対策本部を設置しない場合】

a. 事件・事故等の当事者学生、研修実施部局及び留学生・国際交流室の、担当内容は次のとおり。

○事件・事項当事者学生

渡航前の事前指導に基づき、当面の危機解決のための行動(医療機関受診、現地警察への届け出等)や、受入先大学等や引率教員、危機管理サービスへの報告・支援要請を行う。

○引率者／派遣先大学等

引率中の学生の事件・事故の解決に向けて学生を支援する。

宇都宮大学の研修実施部局へ、発生した事件・事故等の状況を報告する。

○研修実施部局(部局長、所属学科長(プログラム長)、担当事務方)

引率者等や当事者学生から危機報告を受け、支援する。

研修実施部局のみで対応が困難な場合は、留学生・国際交流室に報告し、支援要請する。

対策本部設置を学長に上申する際は、部局長・学科長(プログラム長)に報告し、部局長から学長に危機発生 の報告をする。

当事者学生家族への説明や、家族の現地派遣を要するか判断する。派遣する場合はその手続きを留学生・国際交流室の支援を得て行う。

○留学生・国際交流室(学務部学生支援課)

危機管理サービスからのサービス利用レポートや、文部科学省や外務省、JICA 等、また当事者学生保護者や友人、日本にいる指導教員等から本学学生渡航先の危機情報を受信した場合は、海外渡航届の提出内容に基づき、渡航中の学生や指導教員、研修実施部局へ随時情報提供する。

国際交流担当理事及び留学生・国際交流センター長、また、学務担当理事及び学務部長へ状況報告する。

対策本部設置が考えられる場合は、研修実施部局にその旨を助言する。

当事者学生家族への説明や、家族の現地派遣等、研修実施部局から支援要請ある場合は行う。

○指導教員、当事者学生家族

当事者学生から危機に関する支援要請を受け、当事者学生のみで対応不可と判断した場合は、研修実施部局あるいは留学生・国際交流室へ報告し、支援要請する。

◇関係者の連絡先

確保する連絡先	連絡先の入手方法
当事者学生 ※出発から帰国まで全行程で連絡がつくもの	・実施部局が作成する「参加者名簿」または学生が留学生・国際交流室に渡航前に提出する「海外渡航届」から入手する。 ※いずれも海外に携帯するスマートフォン等で送受信できるメールアドレス等を含めておく。
引率者・旅行代理店等	・実施部局が収集しておく。
危機管理サービス窓口 【日本アイラック株】 ※本学指定海外旅行保険(保険会社:AIG損保)窓口	・利用登録者は専用アプリで 24 時間 365 日サービスに相談する(渡航者個人のトラブル対応)。 ※専用アプリは、渡航前に渡航者が申込・登録し(留学生・国際交流室から申込要領を配布)、専用アプリをダウンロードする必要あり。 ・留学生・国際交流室は営業担当と随時連絡する(組織的対応の相談)。
留学・研修の実施部局 (責任者・担当者)	・実施部局から渡航者に渡航前に周知する。 ・留学生・国際交流室に研修実施等を報告し、随時情報交換する。

渡航する学生の所属学部等 (指導教員、授業担当教員等)	・渡航者は指導教員に渡航を報告する(海外渡航届)。 ・聴講中の授業担当教員や就活担当者等にも、必要に応じて報告する。
渡航者の家族等	・海外渡航届に記載して渡航者に提出させる(留国室把握)。 ・学籍情報掲載の情報を参照する(学務部管理)
学長・理事 その他の部局	・学内の事務連絡網を参照する。

◇現地協力者の連絡先

確保する連絡先	連絡先の入手方法
受入大学・機関、派遣先協力者等	・実施部局で把握、研修参加者に知らせる ・渡航者は海外渡航届に記載(留国室へ)
在外公館、日本大使館	・電話、ホームページ、メール等
JICA 事務所、日本の他大学サテライトオフィス等	・海外研修計画時に協力を得られる場合は連絡しておく
現地 警察・救急、医療機関	・受入大学等に事前に確認し、研修参加者と共有 ・緊急時は、危機管理サービスに相談する
現地 留学生寮、ホテル、ホームステイ先	・研修実施部局と参加者と共有 ・渡航者は海外渡航届に記載(留国室へ)

◇関係省庁連絡先

文 部 科 学 省	高等教育局 参事官(国際担当)付 留学生交流室政策調査係	代表番号 03-5253-4111 (内線:2518) FAX 03-6734-3394 ryuugaku@mext.go.jp ryu-anken@mext.go.jp (文部科学省トップページ) https://www.mext.go.jp/
外 務 省	外務省組織案内・所在地 領事局 Consular Affairs Bureau https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/ryoji.html	
	領事局海外邦人安全課 Japanese Nationals Overseas Safety Division	03-3580-3311(内線:2851)
	領事局邦人テロ対策室 Terrorism Preparedness and Response Division	03-3580-3311(内線:3047)
	領事サービスセンター(証明班) *公印確認証明及びアポストイーユ証明等 Certification Section Center for Consular Services	03-3580-3311(証明班) (内線 2308/内線 2855)

	領事サービスセンター(海外安全相談班) *海外安全情報の提供 Overseas Security Information Section Center for Consular Services	03-3580-3311(海外案相談班) (内線 2902/内線 2903)
検 疫 所	羽田空港検疫所 〒144-0041 東京都大田区羽田空港2丁目6番4号(羽田空港CIQ棟)	03-6847-9311(庶務課) 03-6847-9312(検疫衛生課) 03-6847-9320(食品監視課)
	成田空港検疫所 〒282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 第2旅客ターミナルビル	0476-34-2301(総務課) 0476-34-2310(検疫課) 0476-32-6714(衛生課) 0476-32-6741(食品監視課)

- b. 危機に遭った海外研修等の実施部局は、現地対応に本学教職員の派遣・対応を検討する。派遣しない場合は現地協力者・支援者との連絡手段を確保する。
- c. 現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、海外研修等の実施部局において直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。
- d. 当事者学生等の家族が現地へ同行することになった場合は、留学生・国際交流室は、航空券やホテルの手配、現地での対応についてサポートする。
- e. 本学の教職員を現地対応させるために派遣する際には適宜、留学生・国際交流室等の各事務部局は支援する。
- f. 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学・機関の担当者、病院、在外公館などと連絡相談の上、その後の対応方法を決定する(帰国の必要性、入院継続、派遣継続の判断など)。また、「海外旅行傷害保険」や「海外留学保険」等に加入している場合は、保険会社等の関係機関とも協力してその対応方法を決定する。
- 現地対応にあたっては、宇都宮大学(窓口は留学生・国際交流室に一本化)へ連絡相談を欠かさないこと。

(3)巻き込まれた学生や周囲の学生等のケア

学生が事件・事故に巻き込まれ、被害者となった場合には、本人と連絡が取れる状況であれば、学内の担当者を定め、こまめに連絡を取ることが望ましい。また、この担当者は必要に応じて家族とも連絡をとり、必要な手続き等についてのサポートを行うことが望ましい。この際、事案の内容によっては担当者の性別に留意することも必要である。

周囲の学生についても、多感な年齢であることを念頭に、事件・事故の内容によってはメディア等からの取材等に晒される場合も生じるため、PTSD 等の心理的影響にも配慮し、必要な対応を行うことが必要である。例えば、不安を訴える留学中の学生に対しては一時帰国をさせる等の対応が求められる場合もある。

(4)危機当事者帰国後の安全管理

海外研修等の担当者、また、海外渡航届や学生本人からの申し出により学生の渡航を把握した留学生・国際交流室は、次のことを渡航する学生に指導する。保健管理センターは、研修担当部局等や学生本人から相談を受けた場合は、専門的見地からの助言・指導を行う。

帰国した学生等は、宇都宮大学の定期健康診断を必ず受診すること。また気がかりなことがある場合は、速やかに医療機関で受診するか、保健管理センターで相談すること。

その他、SARS などの感染症が発生した国・地域または感染症発生が疑われる国・地域から帰国した学生等については、発病の危険性があるため、14 日間は自宅又は大学が指定した場所に待機するよう学長が指示する。

- ① 待機の指示を受けた学生等は、帰国直後及び待機中において体調管理を徹底し、最寄りの保健所・本学保健管理センターとの緊密な連絡を取ること。感染症の罹患が疑われる場合は専門医の診察を受けること。
- ② 派遣担当教職員は、待機の指示を受けた学生等が自己の判断で勝手に居住地を移動しないよう当該学生等との連絡を密にすること。
- ③ 待機の指示を受けた学生等は、保健所や本学保健管理センターまたは専門医の許可がなければ通学または通勤することができない。

5.メディア等対外的対応

重大な事件・事故の場合、メディア等からの問い合わせが多数寄せられることが想定されることから、その対応に際しては、広報・地域連携室を窓口とし、関係部・課・室等で連携を密にして対応することとする。特に、情報の錯綜等を回避するためには、十分な情報交換及び打ち合わせ等が肝要である。また、メディア等の対応にあたっては、学生本人や家族の個人情報に十分に配慮するとともに、刑事事件の場合には捜査や対応に悪影響を与えないよう、家族、外務省、文部科学省及びその他の関係機関並びに大学の顧問弁護士と相談しながら、公表する情報の範囲を確定するとともに、学内の関係者及び関係省庁と共有することが必要である。なお、公式に発表されていない情報が報道されている場合、その内容が事実であっても、大学として公表すべき情報の範囲は堅持することが重要であり、メディアから家族や大学等の関係者への取材が過剰であると判断される場合には、躊躇なく大学の顧問弁護士及び警察署に相談することが必要である。

6.海外への派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断

海外へ留学や研修などのため学生等を派遣する場合や留学・研修中などの学生等に対し、その実施、中止や延期、継続、帰国等の判断をするためのガイドラインを以下に示す。

◇判断基準

《参考》外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

海外派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国等の判断にあたっては、学生等の所属学部等及び事故対策本部等は、派遣先国等の事情、派遣先大学の諸事情、個人的事情に分けて判断する。

(1)海外安全情報「派遣先国等」の事情による判断

《参考》海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

派遣先国等の事情による判断は、海外における日本人の安全対策の一環として外務省から提供されている特定の国・地域の治安や安全性に関する情報を基に判断する。特に治安の急速な悪化や災害、騒乱などの緊急事態が発生またはその可能性が高まっていると判断される場合には、外務省発表の危険情報に応じた対応を速やかに取ることとし、具体的には次のとおり。

※外務省海外安全情報と安全対策4つの目安並びに本学の措置

危機レベル	外務省安全対策の目安	外務省安全対策の目安
レベル1	「十分注意してください。」 該当国(地域)への渡航、滞在に当たって危険を避けるために特別な注意を必要とする。「注意喚起」の具体的な内容に従って行動し、危険を避けるように勧めるもの。	派遣を実施、既に現地に滞在している場合は継続するが十分な注意を払うこと。
レベル2	レベル2「不要不急の渡航はやめてください。(渡航中止勧告)」 該当国(地域)への不要不急の渡航の延期もしくは中止を勧めるもの。また、やむを得ず渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	派遣は延期もしくは中止を基本とするが、既に現地に滞在している学生等に対しては、現地の情勢と奨学金継続支給の有無等を総合的に判断し、当該国(地域)からの出国(帰国)指示を決定する。
レベル3	レベル2「不要不急の渡航はやめてください。(渡航中止勧告)」 該当国(地域)への不要不急の渡航の延期もしくは中止を勧めるもの。また、やむを得ず渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。派遣は延期もしくは中止を基本とするが、既に現地に滞在している学生等に対しては、現地の情勢と奨学金継続支給の有無等を総合的に判断し、当該国(地域)からの出国(帰国)指示を決定する。	派遣は中止、既に現地に滞在している学生等に対しては即刻帰国させる。
レベル4	レベル4「退避してください。渡航はやめてください。(退避勧告)」 当該国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	

(2)感染症危険情報による判断 <http://www.forth.go.jp/>

外務省は、海外における感染症発生初期の段階では、基本的に「感染症広域情報」及び「感染症スポット情報」により、一般的な注意喚起を行う。そして、新型インフルエンザの発生が予測される場合や、未知・既知の感染症の流行拡大が懸念される場合には、WHO等国际機関の対応や、発生国・地域の状況(流行状況、現地医療体制等)、主要国の対応等を総合的に勘案して、「感染症危険情報」を发出する。具体的には次ページのとおりに。

※外務省感染症危険情報の4つのカテゴリー(予防対策の目安)と本学の措置

レベル	外務省予防対策の目安	本学の措置
レベル1	「十分注意してください。」 特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第 49 条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	派遣を実施、継続するが注意を払う。
レベル2	「不要不急の渡航は止めてください。」 特定の感染症に対し、IHR第 49 条により WHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第 12 条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEI C)」としてWHO事務局長が認定する場合等。	派遣は延期もしくは中止を基本とするが、既に現地に滞在している学生等に対しては、現地的情勢と奨学金継続支給の有無等を総合的に判断し、当該国(地域)からの出国(帰国)指示を決定する。
レベル3	「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 特定の感染症に対し、IHR第 49 条に規定する緊急委員会において、第 12 条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第 18 条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	派遣は中止、既に現地に滞在している学生等に対しては即刻帰国させる。
レベル4	「退避してください。」 渡航は止めてください。(退避勧告)」 特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	

(3)(独)日本学生支援機構 海外留学支援制度 及び 文部科学省トビタテ！留学 JAPAN の奨学金支給の考え方

渡航情報は、1 つの国でも地域毎にレベルが異なる場合も多く、留学先(滞在先)の都市が含まれる地域の情報により判断をする。

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
内容	十分に注意してください。	不要不急の渡航は止めてください。	渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)
	その国 地域への渡航、滞在中に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	その国 地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	その国 地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。	その国 地域に滞在している方は滞在地から、安全な国地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
プログラム申請時点の渡	○	×	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)

航情報				
留学決定から渡航前までの渡航情報	○	△ 既に渡航が決定している者については、渡航時期の変更・延期、渡航先の変更を認めた上で奨学金支給。	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)
渡航中の渡航情報の変更	○	△ 安全が確保されている前提で、留学の継続を認めるが、滞在先では極力外出を避け、情報収集など安全確保には十分に注意する。安全確保が望めない場合は、当該地域から早急に退避を促した上で奨学金支給を判断。	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)	× (海外留学支援制度では既に派遣対象外と明確化)

(4)個人的事情によるもの

研修実施部局は、以下の指導等を行い、また、必要に応じて研修参加者の選考や研修中止の判断根拠とする。

私事渡航の場合は、指導教員及び留学生・国際交流室がこれらの指導等を行い、必要に応じて、担当理事、学生所属部局長、留学生・国際交流センター長及び学務部長に報告・相談の上、当該学生の渡航中止や帰国の推奨等を行う。

① 病気・怪我対策

- a. 留学や長期の研修(1か月以上)による渡航予定の学生等は、健康診断を受けて、有病疾患の管理を行える準備をさせる。現在通院して治療中の者については、留学・研修に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらう。また、派遣先国等での受診医療機関を確かめるなど継続治療を行う体制を整えておくよう指導する。
- b. 派遣中の学生等が病気や怪我により1か月以上の入院治療(緊急の場合を除く)が必要となった場合には、原則として帰国を促すこととする。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。
- c. 渡航中の学生が留学・研修等の継続困難となる精神科疾患を有する場合、医師やカウンセラーの所見も参考にして、帰国させることが望ましい。
- d. その他、派遣先国等によって医療制度や医療保険制度が異なることから、派遣中の学生に医療機関受診が必要となった際は、入院、手術、治療に関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で療養させることも考慮する。

② 犯罪対策

- a. 刑法に触れる罪を犯す、テロの加害者または被害者となる。
滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それをもとに適宜判断する。
- b. 薬物等(法定)の依存症に罹患する。
滞在国の法律上の扱いに基づき判断する。
- c. 民事上の犯罪による加害者または被害者となる。

滞在国の法律等に基づき扱われるので、それをもとに適宜判断する。

(5)その他の判断材料

研修実施部局は、研修の計画立案や遂行、研修参加者の募集・選考の際に、以下に留意する。

① 渡航先国の政府等による入国時の規制

渡航先の国・地域において、入国時に渡航者に対して規制措置等が講じられている場合、これを確実に順守・履行するとともに、その際に生じる費用は渡航者自身が負担できること。

例) 予防接種証明(イエローカード等)、感染症の陰性証明等

② 受入大学等による許可

③ 渡航者のパスポート、ビザ及び在留資格条件の確認と取得

渡航先の国・地域が発給する滞在に必要なビザを日本出国までに取得できること。

パスポートを所持している場合でも、有効期限が渡航時期の概ね6か月後か確認する。

④ フライト

日本と渡航先国・地域等を結ぶフライトについて、事態が変化した場合を含めて帰国便が確保できること。

あらゆるリスク低減の観点から、可能な限り直行便または必要最小回数の乗継ぎ便が手配できること。

⑤ 日本政府による帰国(入国)時の規制

出国時と同様。また、これらが留学の実施や質の担保、本学における授業の履修等に支障をきたさないこと。

⑥ 渡航先での安全安心環境の確保

宿泊先が、安全安心な環境にあること。

事前に可能な限り現地の情報を収集し、犯罪や差別的行為等が散見される場合は、それらに遭遇する可能性が低くなるような対応可能であること。

渡航者が、現地の気候、治安・野生鳥獣や感染症のリスク、食中毒リスク等の衛生環境、生活インフラや交通事情を科学的に理解し、リスクが低い行動をとれること。

7.海外旅行保険及び危機管理サービス

本学では、大学主催の研修等(例:海外英語研修やインターンシップ実習)と交換留学制度による海外渡航の際には、教職員及び学生に本学指定の海外旅行保険(加入代理店イーコーズ)への加入を必須としている。本学は、平成30年度より海外危機管理サービスを日本アイラックと締結し危機対応をとっており、渡航する学生及び教職員は、アイラック安心サポートデスクに登録することにより、安否確認システム(Pro Finder)の利用が可能となる。上記の本学指定の海外旅行保険への加入が、日本アイラックによる危機管理サービスを利用するために必要である。

研修実施部局、また、海外渡航届等により学生の渡航を把握した留学生・国際交流室は、次のことを渡航する学生に周知・指導する。

① 本学指定の海外旅行保険に加入し(大学主催の渡航は指定の保険が必須、私費渡航の場合も強く推奨)、保険証券の原本を渡航先に持参すること。

※2024年9月から証書は電子化。証書ファイルをスマートフォン等にダウンロードし、紙に印刷した

証書(写)を渡航先に持参すること。(電気がない・通信不可でも、どこでも提示できるようにする。)

- ② 渡航先や活動内容によっては、標準的な補償内容だけでなく、より手厚い補償内容を検討すること。
- ③ 私費渡航の場合でも、クレジットカード付帯の海外旅行保険だけでは十分な補償が得られないので、付帯以外の保険に必ず加入すること(近年、カード付帯保険は、自動付帯(カードをもっているだけで自動的に適応される保険)から利用付帯(当該カードで航空券や旅行代金を支払った場合に適応される保険)を条件とするものが多くなっているため、注意が必要である)。

留学生・国際交流センターは、学生が旅行保険の選択や利用をする際の指針となるよう、上記に加え、次のことを危機管理オリエンテーションで周知・指導する。

学生が加入する海外旅行保険

(1) 本学指定海外旅行保険(保険会社:AIG損保)

学生の加入は必須である。

申込書は学務部学生支援課留学生・国際交流室で配付、補償内容は次のとおり。

① 治療・救援費用は無制限補償

例1) 留学中、けがや病気で治療が必要になった

例2) 病状が重く日本から家族が渡航する、または自分が日本に搬送される

→ 場合によっては数百万円～1億円超の費用がかかることもあるが、この補償が無制限である。

② 航空機寄託手荷物遅延

③ 携行品損害

④ 賠償責任保険は1億円までを補償

(2) 危機管理サービス「アイラック安心サポートデスク」

学生は、自動的に(1)とセット加入となる(大学が費用を負担)。

教職員は学生の教育・研究を主目的に学生を引率し渡航する場合は、保険だけを選択も可能。危機管理サービス利用時は学生と同様に保険とセットで契約(危機管理サービス費用は大学負担)。

サービス内容は以下のとおり。

① 24時間 365日オープンな相談窓口(事故、盗難被害、体調不良・けが、乗継トラブル等)

② 上記保険会社と連携したサポートの提供(Pro Finderによる海外危険情報のプッシュ型発信等)

③ 宇大生が経験したトラブル例

・空港での荷物紛失、地下鉄内でのスリ、街中でのひったくり被害、旅行中のパスポート及び貴重品の盗難、留学先住居での火事、クレジットカード詐欺、急病での入院・帰国、交通事故

8. その他

アイラック安心サポートデスクの案内(図2)

大学や保険会社などの諸機関と連携協力体制を整えています。だから安心！！

トラブル発生

海外渡航中の学生 (海外) → 24時間ホットラインでいつでも相談 → アイラック安心サポートデスク

アイラック安心サポートデスク: 24時間・365日相談可能
アドバイスを提供します 日本語・英語 対応
軽微な案件はその場で対応

あなたの大学 (日本) ← 報告 → アイラック安心サポートデスク

連携協力 → 保険会社, 外務省 など

「アイラック安心サポートデスク」へのご連絡は簡単！

※緊急連絡先は登録いただいたメールアドレスに送信します
※安否確認アプリにも緊急連絡先を掲載

連絡方法1 国際フリーダイヤルで無料通話！※国により通話料がかかります

連絡方法2 国際コレクトコールで無料通話！※国により設定が無い場合もあります

連絡方法3 有料ダイヤルでのご連絡！※上記1、2が繋がらない場合にご利用ください

連絡方法4 アイラック連絡専用メールアドレスにメッセージを送信 ※緊急ではないご相談の際にご利用ください

*注意1 国や地域によっては、渡航先国内通話料が発信端末にかかる場合がございます。
*注意2 メールでのご連絡の場合リアルタイムの返信が出来ない場合があるため緊急時には電話をご利用ください

安否確認支援アプリ 緊急 ALERT! 緊急 ALERT!

◆日本アイラックでは、安心サポートデスクにご登録いただいた皆様へ、緊急時に皆様の所属大学が迅速に安否確認を実施されるためのスマートフォン用支援アプリを無償で提供しております。

◆ご登録後、安否確認支援アプリの案内書が発行されます。案内書は大学または登録メールアドレスを通して皆様にお渡し致しますので、記載案内に従って持参されるスマートフォンにダウンロードとID入力を行ってください。(ご利用は渡航学生ご本人様に限定されます)

◆アプリは安心サポートデスクへのご登録後から、ご帰国まで利用いただけます。(一部機能を除く)

○3ヶ月以上渡航の場合、外務省の「在留届」のWEB登録も忘れずに。
URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

こんな時 ... ご相談ください。
相談例 (日本出発後、事故やトラブルで困った時) いつでもご利用ください。

- パスポートを失くした! スマホを盗まれた!
- 財布をすられ、クレジットカードと現金が盗まれた!
- 体調不良やケガで病院に行きたい!
- 事件や事故、自然災害に巻き込まれた!
- 飛行機が遅れて乗継便に乗りなかつた!
- ステイ先の物を壊してしまい弁償しろと言われてる...
- 持って行ったパソコンを落として壊れた。修理代は保険請求できるの?

携帯電話の設定や接続トラブル、メールの不届、クレジットカードのキャッシングや限度額変更など、個別契約に関する事項の場合、代行手続きはできません。ご自身で契約先の会社(携帯電話やカード会社)へご連絡ください。

〔図2 アイラック安心サポートデスク チラシ〕

おくづけ

国際交流等に伴う 危機管理対応マニュアル(第4版)

発行元:宇都宮大学学術国際委員会、宇都宮大学留学生・国際交流センター

発行日:2024年10月